

公開草案に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準公開草案第 4 号『退職給付に係る会計基準』の一部改正（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 7 号『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針（案）」（平成 17 年 1 月 13 日公表）

2. コメント募集期間

- 平成 17 年 1 月 13 日～平成 17 年 2 月 14 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準第 3 号『退職給付に係る会計基準』の一部改正」及び企業会計基準適用指針第 7 号『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（平成 17 年 3 月 16 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL2	社団法人 信託協会 （以下「信託協会」）
CL4	社団法人 日本経団連 経済本部 （以下「日本経団連」）
CL5	社団法人 日本年金数理人会 （以下「年金数理人会」）
CL6	会計基準早朝読書会 （以下「早朝読書会」）
CL7	社団法人 日本貿易会 経理委員会 （以下「日本貿易会」）

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	久持 俊司	セントラル警備保障
CL3	岸井 慎一	公認会計士

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
全般	・ 改正案は国際的整合性が配慮され、全体として歓迎されるものとする。（早朝読書会） ・ 今回の改定は退職給付を巡る環境の著しい変化に緊急に対応しようとするものであり、その意図を高く評価する。（久持氏）	N/A
早期適用の場合における期首前に発生し期末に存在する未認識年金資産の金額の明確化（基準第5項、適用指針第4項、[設例2]）	「平成17年3月31日から平成17年9月29日までに終了する事業年度前に発生し当該事業年度の期末に存在する未認識年金資産は、過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分し、当該事業年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する」について ・ [設例2]において、仮に、当期（平成16年4月1日～平成17年3月31日）に発生した数理計算上の差異が不利差異であった場合（例えば△30）であっても、[設例2]のように、当期に償却を開始するのは平成16年度前（平成16年4月1日より以前）に発生し、期末（平成17年3月31日）に存在する未認識年金資産200が対象となり、△30は翌期から償却となり、また、当期に利益計上できる対象となるのが、期首以前に発生して期末に存在する200であり、$200-30=170$ではないことを明示頂きたい。（日本経団連） ・ 「期末に存在する未認識年金資産」の金額は、当該事業年度において年金掛金の減少等により積立金額が一部解消する場合においても、当該積立超過解消額を期末に存在する未認識年金資産から控除する前の金額である旨を明記願いたい。また、この点をより明確化するため、[設例2]においては、当期に発生している数理計算上の差異を、貸方差異ではなく、借方差異の場合とするか、或いは[設例2-2]として借方差異が発生している場合を追加頂きたい。（日本貿易会）	適用指針4項(2)及び[設例2]に、当期に発生した数理計算上の差異が不利差異（借方差異）の場合を加える説明をする。 この際、積立超過の解消（未認識年金資産を振り替えることとなる）にあたるが、実務上の配慮から、「期首以前に発生して期末に存在する未認識年金資産」は、積立超過解消額△30を控除する前の200とする。
期首に発生したとみなす処理につ	改正案では、本会計基準を適用する事業年度の期首において未認識年金資産が存在する場合には、当該未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分し、本会計基準の適用により当該事業年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する処理年	原則的な適用の場合、期首に発生したものとみなす処理は、その後生ずる期中の処理に影響されないことは明確である。ま

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
いて（基準第5項、適用指針第2項及び第3項、[設例1]）	数及び処理方法に従い、費用の減額として処理するとされているが、期首に発生したものとみなして処理することが、期中において代行返上や制度間移行があった場合の会計処理と整合性を持つものか難解であるため、設例を用いた解説をするべき。（早朝読書会）	た、3月31日以後終了の財務諸表に係る早期適用の場合についても、適用指針第4項から、「期首以前に発生して期末に存在する未認識年金資産」としており、期中での変動後であることは明確であるため、これ以上の設例・解説は不要であると考えられる。
適用時期（基準第4項）	早期適用時期が「平成17年3月31日から平成17年9月29日までに終了する事業年度」と規定されることにより、それ以前に終了する事業年度の企業は前期において「年金資産が企業年金制度に係わる退職給付債務を超えることになった」にもかかわらず、翌期に費用の減額を見送らざるを得ない状態となる。早期適用については「平成17年9月29日までに終了する事業年度に係わる財務諸表及び連結財務諸表について適用することを妨げない」とするよう要望する。（久持氏）	最終公表前において決算期が到来した事業年度から適用可能とすることは、適当ではないと考えられる。
その他－厚生年金基金の代行部分の扱い（基準第10項）	「『退職給付に係る会計基準』の設定時には予測しえなかった大幅な変化が生じた」主な原因の一つとして、「厚生年金基金の代行返上が可能とされたこと」が挙げられていることについて ・ 現在の『退職給付に係る会計基準』の設定時には予測し得なかった大幅な変化があったとの認識に立てば、今回取り上げられている改正点だけではなく、この機会に、代行部分の退職給付債務を最低責任準備金額とする等、代行部分に関する会計基準の変更についても、本格的な検討に着手することを希望する。（信託協会） ・ 今回取り上げられた改正点のみにとどまらず、今回の厚生年金保険法の改正により、厚生年金基金は代行部分に関して最低責任準備金を超える積立ての必要がなくなることから、代行部分に関する会計基準の変更についても、本格的に検討するように希望する。（年金数理人会）	本公開草案とは直接関係しない。
その他－遅延項目の費用処理方法（基準13項）	今後も基準改正に向けての審議を継続し、数理計算上の差異の費用処理に関しては、当該差異が退職給付会計の中で行った見積の差異であることを踏まえると、発生年度単位での管理にそれほど意味があるとは考え難いため、各年度の期首の残高を基に費用処理する方法を採用することを検討頂きたい。（日本貿易会）	本公開草案とは直接関係しない。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
その他－費用の減額処理の損益表示(基準3項)	年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることになった場合にも、当該数理計算上の差異又は過去勤務債務は、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理するとされているが、費用の減額処理の損益の表示区分については、明示されていない。退職給付費用として製造原価や販売費及び一般管理費のマイナスとして処理される場合だけでなく、特別利益として処理することが許されるのか否か明示すべき。(早朝読書会)	既に「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」四4及び6にて示されているものと考えられる。
その他	JICPA 会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」の改正(平成16年10月4日公表)との関係 ・ 退職給付債務を超過した年金資産を返還した時の会計処理を簡潔に本文に明示すべき。また、設例にも仕訳を例示すべき。(早朝読書会) ・ 当該実務指針の改正にて、未認識年金資産の取扱いを整理したが、この整理の基本方針たる「退職給付に係る会計基準」が、実務指針の改正後、4ヶ月足らずで変更となり、未認識年金資産の考え方をやめてしまったのはなぜか?(岸井氏)	年金資産の返還時の会計処理を明確にするよう平成16年10月にJICPA実務指針が改正されている(なお、本公開草案の公表に伴い、未認識年金資産の解消等、注解(注1)1に関連する部分を修正するよう同実務指針は、平成17年2月15日に公開草案が公表されている。) 本公開草案は、注解(注1)1に示されている未認識年金資産そのものの見直しであり、年金資産の返還を含む未認識年金資産の解消時の会計処理を示していたJICPA実務指針とは、対象が異なるものである。
その他	年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることになった場合には、退職給付信託を新たに設定することはできないが、過去に退職給付信託を設定している会社であっても、制度の年金資産が責任準備金を下回っている限りにおいては掛金の拠出が必要となり、会社から掛金の拠出を行うと年金資産を増やすため、結果として費用の減額処理につながると考える。年金資産の時価変動を捨象すると、見做し年金資産である退職給付信託の財産から掛金を拠出すれば費用の減額となることはないが、会社から拠出する場合には資金拠出が費用減額につながる。退職給付信託財産から掛金を拠出するか会社から拠出するかは、現状では会社の恣意的な決定が可能であり、会計上損益の影響が異なるのは好ましくないため、容認されない場合には基準上の取扱いを明示すべき。(早朝読書会)	本公開草案とは直接関係しない。